

建築物

3. 階段（踊り場を含む）

整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造（教育施設（用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造）とすること。

※ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段について基準に適合することを求めています。

- ・自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において階段の上端部点状ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。
- ・入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所において階段の上端部点状ブロック等を除いているのは日常的に利用するのは入所者や園児等の特定された者であり、点状ブロック等がつまづきの原因となり危険であるとの声も多く、一般的に介助者や保育士による対応が考えられるためです。

イ 高さ80cm程度の手すりを設けること。

※ 階段の昇降を安全に行うための措置であり、廊下や踊り場等と連続して設けてください。なお、片側まひの方の利用を考慮し、両側に設置することが望まれません。

ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。

※ 回り階段の場合、視覚障がい者が方向を失いやすく、また、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外す危険があります。

- ・建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合とは、小規模な2階建など、構造上やむを得ない場合です。

ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。

※ 松葉つえ等使用者の安全な利用に考慮した対応です。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

※ 段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとする等により弱視者など視覚障がい者の安全な利用に考慮した対応です。

ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。

※ 上端部に点状ブロック等を設け、視覚障がい者等への注意を促すことで、安全な利用に対応するものです。